

第 78 回国民スポーツ大会実施要項（水泳競技）の変更について（令和 6 年 8 月 14 日）

変更前	変更後
<p>6 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準</p> <p>(2) 少年の所属</p> <p>生徒（高等専門学校を含む）は学校所在地から参加し、第 1 学年を除き在学 1 年未満の者は参加できない。また種別を問わず、同一学年での参加は 1 回とする。</p> <p>生徒以外の少年は、「居住地を示す現住所」の都道府県からそれぞれ参加する。</p>	<p>6 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準</p> <p>(2) 少年の所属</p> <p>生徒（高等専門学校を含む）は学校所在地から参加し、第 1 学年を除き在学 1 年未満の者は参加できない。また種別を問わず、同一学年での参加は 1 回とする。</p> <p>生徒以外の少年は、「居住地を示す現住所」の都道府県からそれぞれ参加する。</p> <p>なお、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項では、「『学校教育法』第 1 条に規定する学校の所在地」から参加する場合は、大会開催年の 4 月 30 日以前から大会終了時まで引き続き当該地に、通学していなければならない旨、定めている。このため、やむを得ない事情による転校で在学 1 年未満の者については、公益財団法人日本水泳連盟が調査・審議のうえ、参加の可否を判断し、日本スポーツ協会へ報告する。（追記）</p>